

保護者・地域の皆様へ

内子町教育委員会学校教育課

良い教育環境を共につくるために

保護者・地域の皆様には、日頃より本町の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和8年10月から、法律の改正により、町教育委員会にはカスタマーハラスメントの防止に向けた必要な対応を行うことが求められています。これは、教職員が安心して子どもたちと向き合い、1人1人の学びや成長を支えていくためのものです。

学校では、保護者・地域の皆様からのご相談やご意見を、これからも大切に受け止めてまいります。そのうえで、教職員に大きな負担がかかる言動や、学校運営に支障をきたすおそれのある次のようなやり取りにつきましては、お控えくださいますようお願いいたします。



- ①要求に理由がない・教育活動と無関係**
- ・ 性的な要求
 - ・ 教職員の家庭や私生活に関する要求



- ②学校の責務を著しく超える対応**
- ・ 学校外や公園での遊び方等の監視要求
 - ・ 明らかに学校の責務とは言えない要求



- ③対応が著しく困難・不可能な要求**
- ・ クラス替えや担任の変更・退職の要求
 - ・ 修学旅行費用の不合理な減額・免除要求



- ④相当性を欠く賠償要求**
- ・ 成績低下を理由とした賠償請求
 - ・ 教育活動と無関係な不当な賠償請求



⑤身体的な攻撃（暴行・傷害等）

- ・殴る、蹴る、物を投げつける
- ・わざとぶつかる、つばを吐きかける



⑥精神的な攻撃（プライバシー侵害等）

- ・無断での撮影、録画、録音
- ・SNS 等へのプライバシー情報の投稿
- ・脅迫や侮辱



⑦威圧的な言動

- ・大きな声をあげて威嚇、威圧すること
- ・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること



⑧継続的、執拗な言動

- ・何度も電話し要求を繰り返す
- ・同様の質問を執拗に繰り返し回答を強要
- ・勤務時間外の謝罪強要



⑨拘束的な言動

- ・長時間の居座り、不退去
- ・頻繁に長時間の電話を掛け教職員を拘束

教職員と子どもたちの安全を守るため、必要に応じて、複数の教職員で話を伺うことや面談時間の設定、相談内容の記録をさせていただくことがあります。また、より良い対応のために、教育委員会や関係機関との連携を行う場合があります。

学校と保護者・地域の皆様は、子どもたちの健やかな成長をともに支える大切なパートナーです。お互いを尊重し、信頼を大切にしながら、子どもたちにとって安心して学べるより良い教育環境を築いていきたいと考えています。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。